

広島新卒応援ハローワーク

「企業を身近に感じるコーナー」利用留意事項

以下をよく確認したうえで広島新卒応援ハローワークでの「企業を身近に感じるコーナー」利用を申し込んでください。

1 目的

大学・短大・専門学校等の学生および卒業後おおむね3年以内の者等を対象に、ハローワークに提出された新規大卒等求人の内容や事業所・業界について説明していただき、事業所や業界の魅力・特色について周知していただくことを目的としています。個別対応で1人30分以内の説明をお願いします。

2 対象事業所

以下のいずれにも該当する事業所。

- (1) 広島市内及び近郊を就業場所とした、正社員の新規大卒等求人（卒業後概ね3年以内の者の応募可能であること）を申込みしている事業所。
- (2) 面談等の結果を速やかにご報告いただける事業所。
- (3) 当ハローワークからの事業所訪問等にご協力いただける事業所。

3 利用方法

- (1) 利用は予約制のため事前に申込が必要です（電話連絡の上、「参加申し込みフォーム」から申し込みください。）。
- (2) 予約の際に当ハローワークに提出された大卒等の正社員求人(卒業後概ね3年以内の者の応募可能であること)が必要です。
- (3) 申し込んだ後、求人が求職者の就職支援に資する内容であるか、また、事業所に雇用管理上の問題がないか等の所要の確認を当ハローワークで行い、申込みの結果を通知いたします。（利用できない場合もありますので予めご了承ください。）
- (4) 面談いただけるのは、ハローワークの有効求職者(大学等の学生及び既卒3年以内の者等)とします。
- (5) 利用時間内においては、希望する全ての求職者と面談していただくようお願いします。
また、求職者の当日参加を可能としておりますので、平服での参加についてご理解ください。
- (6) コーナーでの電源の使用は可能となりますので、求職者へのプレゼンテーション等にご活用ください。
- (7) 利用終了時には、「企業用アンケート」を当ハローワークにご提出ください。
- (8) 選考に至った場合は当ハローワークにお知らせください。
- (9) 申込は原則1日単位とし、おおむね3ヶ月の期間を空けて申し込んでください。
(1回の申込から次の申込まで、他の事業所の予約状況や、求職者の状況を勘案し、利用の

可否を決定します。)

(10) 天候や交通事情、応募の状況によっては、開催を中止させていただくことがあります。

4 禁止事項

当ハローワーク内で以下の行為を行うことを禁止します。

- (1) 商品・サービス等の販売・勧誘行為や、それに類する行為。
- (2) 企業説明等にあたり、金品・サービス券等の利益供与を応募者に行う行為。
- (3) 脅迫等により応募等を強要する行為。
- (4) 申込時に当ハローワークが確認した正社員求人以外の求人へ応募の勧奨を行う行為。
- (5) 申込時に当ハローワークが確認した正社員求人に記載された条件以外の条件を応募者に提示する行為。
- (6) 正当な理由なく、当日に欠席される行為。(無断欠席を含む。)
- (7) その他、当コーナーの主旨に反する行為や当所の利用にあたりふさわしくない行為等。

5 申込停止事項

以下のいずれかに該当した事業所には、当ハローワークの判断で、以降の当コーナー利用をお断りします。

- (1) 上記の禁止事項を行った事業所。
- (2) 上記の開催方法を遵守いただけない事業所。
- (3) 応募された方から労働条件の相違や不適切な対応等の申し出があった場合の他、職業安定法をはじめとした関係法令に抵触する行為等がある場合。

6 その他

- (1) 利用承認された場合は、当所より後日メールにてお送りする「周知用リーフレット」に、求職者に伝えたい貴社の内容や業界に関する情報等を入力し、すみやかにご返信ください。なお、いただいた情報等はホームページ・LINEや大学等を通じ求職者に提供いたします。
- (2) 送付いただいた「周知用リーフレット」の内容につきましては、内容を確認し、修正をお願いする場合があります。
- (3) 状況により参加する求職者がいない場合がありますので、ご了承ください。